

輸入信用状取引における輸入商品の譲渡担保と物上代位

2000年11月20日(月)

国際取引法演習

報告者：大橋美帆子

輸入信用状取引に関連し、信用状発行銀行において輸入業者が破産宣告を受けた後、輸入商品に対する譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として輸入業者が転売した輸入商品（石製品）の売買代金債権を差し押さえた事案

◀◀ 報告の流れ ▶▶

判例の紹介

- 1、事案の概要
- 2、争点

問題点の検討

- 1、輸入荷物の貸渡し（T/R）について
- 2、譲渡担保権の法的性質について

<参考文献>

武田一男他 『外国為替実務講座3』（銀行研修社 1975）

椿寿夫編 『担保物権法』（法律文化社 1991）

道垣内弘人 『担保物権法』（三省堂 1990）

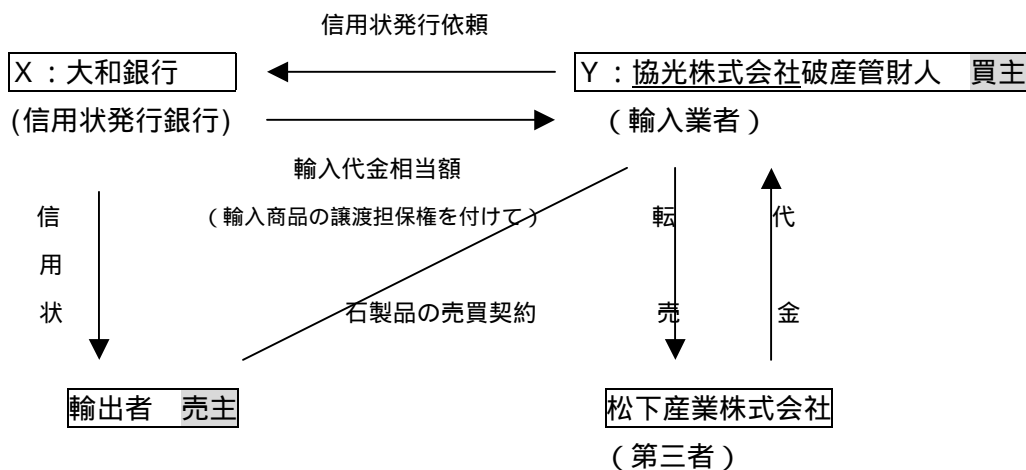
吉田真澄 『譲渡担保』（商事法務研究会 1980）

<http://www.pref.hokkaido.jp/keizai/kz-bkky/koen/hokuyo.yama.html>

判例の紹介

1、事案の概要 ~ 石製品輸入で動産担保譲渡権に基づく物上代位権が認められた事例 ~ 石製品輸入事件（仮称）

図 1



原原審（大阪地裁 H9.12.10）

平成 9 年 1 月 13 日、X が Y の輸入商品の転売代金に対して差押命令申し立てを行い、地裁は譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として、転売代金の差押命令を発した。

Y が執行抗告

原審（大阪高裁 H10.2.10）

Y の主張（抗告理由）

担保権者（X）が設定者（Y）に対して担保目的物（輸入商品）を自由に処分することを許しており、X は当該物に対する追求権を放棄したものと解すべきであり、当該物の代替物に対する物上代位を認める必要性はない。

X は Y が輸入商品を処分してしまった後は、特に当事者間でとりきめがなかったので、破産手続きにおいて債権者間の公平を考えれば、Y（破産者）の有する売掛金債権に対して一般債権者に優先して回収する権限は有していない。

X の主張

信用状取引約定書 3 条において、船荷証券に表章された商品（付帯荷物）と船荷証券は、信用状取引によって生じた債務及びその他の Y に対する債務の担保として Y に譲渡するとされる。

信用状付担保差入証兼新輸入担保荷物保管証において、付帯荷物と船荷証券は、当該商品の輸入代金決済のため当座貸越契約に基づき貸し付けた金員及びその他 Y に対する債務として差し入れるものとされる。

判旨

譲渡担保権は目的物の交換価値を支配する権利であり、これを認める旨の特約の有無を問わず民法304条の物上代位を認めるのが相当である。また、譲渡担保は破産手続きにおいては、破産法92条より別除権として扱われるものであり、担保権者は債務者が破産宣告を受けた場合であっても担保目的物の売掛金債権を押さえて物上代位権を行使できる。 執行抗告を棄却

再びYが執行抗告

最高裁判決 (H11.5.7)

原決定に所論の違法はなく、原審の判断は、正当として是認。 執行抗告を棄却

2、争点

譲渡担保権に基づく物上代位権の行使は認められるか。

債務者（担保権設定者）が破産した後でも物上代位権は行使できるか。

・問題点の検討

1、輸入荷物の貸渡し（T/R：Trust Receipt）について

T/Rとは？

輸入者が決済することなしに貨物を受け取って引き渡し、売却などを行い、銀行はその貨物を譲渡担保としてとり、手形貸付をするという国際取引の一形態。

信用状取引で買主（信用状発行依頼主）の代金支払いと信用状発行銀行の書類交付が同時履行されていない取引。

～それぞれのメリット～

輸入者：手形の決済をなすまでの間、期限の利益を享受して最も有利な形で貨物を処分し代金の回収にあたり、自己資金を要することなく輸入手形決済ができる。

銀行：輸入荷物は決済するまでは銀行の担保になっており所有権自体はあくまでも銀行にありながら、この輸入荷物の管理・売却等は輸入者に任せられる。

T / Rの種類

甲号T / R・・・荷物の引き取りから売却まで認める

乙号T / R・・・ 〃 倉入まで認める（ほとんどない）

丙号T / R・・・空港貨物に利用（甲号とほぼ同じ約定）

法律的性質

判例・学説とも未確立 第三者と銀行との問題、物上代位権の問題（本事案）etc.

輸入金融実務のみならず譲渡担保一般の問題として考えるべき

2、譲渡担保権の法的性質について

学説

譲渡担保：担保目的物の所有権を債務不履行に備えてあらかじめ債権者に移転しておく権利移転型担保制度。

所有権が移転するという形をとりながら、あくまで債権者は担保権を持つことが目的で設定者にも何らかの権利は残っている。この状態をどのように調和させるか。

権利移転という法形式に重きをおくか債権担保という経済的実質を重視するかで所有権的構成と担保的構成に分かれる。

諸説（代表論者）

<担保的構成> 現在通説

授權説（浜上、石田）：設定者に所有権が留保されており、債権者に所有権が移転する意味は自己の名において担保価値実現のために目的物を処分する権限が与えられていることにとどまる。

段物権変動説（鈴木）：設定者から債権者へ所有権が移転し直ちに担保機能を残して残りの機能（設定者留保権）が設定者に戻される。

物権的期待説（竹内）：設定者から債権者へ所有権が移転するが設定者には弁済することによって完全な所有権を回復しうる物権的期待権がある。

抵当権説（米倉）：所有権は移転せず、私的実行が許される抵当権が設定される。

担保権説（吉田）：所有権は移転せず、債権者は担保権を取得するのみ。

<所有権的構成>

信託的譲渡説（四宮）：設定者から債権者に所有権は信託的に移転し、債権者は担保目的以外には所有権を行使し得ないという債務を負担するにすぎない。

譲渡担保と物上代位

物上代位性：担保目的物の売却・賃貸・滅失・毀損によって目的物所有者が受けるべき金銭、その他のもの、及び目的物に設定した物権の対価に対しても担保権者が優先権を行使しうるという性質。（民法304条）

譲渡担保に物上代位を認める根拠（本事案の争点） 明文規定なし

譲渡担保権を担保権的構成でとらえる学説の流れに従い、また物上代位の本質論について価値権説をとる。

動産譲渡担保の担保機能を強化することは輸入与信取引を中心に、中小企業者に対する信用枠が拡大されて金融取引の円滑化が図られる。法政策的反対説（道垣内説）譲渡担保権者は所有権を譲り受けるという法形式を自らの意思で選択し公示しているから、いくら実質的には担保であっても当事者のとった法形式以上の権利を認める必要はない。

本件では動産譲渡担保権に基づく物上代位権を肯定する判断を示している。

しかし、実務・下級判例においてはまだ肯定する事例は少ない。

どのような要件のもとに物上代位権の行使が認められるかは今後、事例を積み重ねる中で検討されるであろう。